



消費者の部屋通信

(平成28年4月号)

目次	☆ 特別展示の御紹介	1
	☆ 学校関係の訪問状況	3
	☆ 3月の消費者相談状況(速報)	4
	☆ 相談事例(3月分)	6
	☆ 地方の「消費者の部屋」だより	7



<特別展示>

使って広めようGoho-Wood
(2月29日～3月4日開催)



<特別展示>

再発見! 東北の豊かなみのり
～5年間の歩みとともに～
(3月7日～3月11日開催)



<特別展示>

GAPで目指す一歩先ゆく農業経営
(3月14日～3月18日開催)



<特別展示>

地理的表示? GIってなに?
(3月22日～3月25日開催)

- ◆ 「消費者の部屋」では、消費者の皆さまとコミュニケーションを深めるために、農林水産行政や食生活などについての情報提供などを行っています。また、農林水産省の本省北別館1階で行われる特別展示には、多くの方々に御来場いただいております。

☆ 特別展示の御紹介

●平成28年3月の開催状況

期 間	特別展示名	入場者数
2月29日～3月4日	使って広めようG o h o o - W o o d	1,031人
3月7日～3月11日	再発見！ 東北の豊かなみのり ～5年間の歩みとともに～	1,513人
3月14日～3月18日	G A Pで目指す一歩先ゆく農業経営	892人
3月22日～3月25日	地理的表示？ G I ってな～に？	645人

●平成28年4月の特別展示

期 間	特別展示名
4月11日～4月15日	こどもの味覚を育てよう（和食文化を守る。つなぐ。ひろめる。）

※特別展示の開催日以外の期間は、常設展示を開催します。

◆ テーマ『使って広めようG o h o o - W o o d』 ◆

木が伐採された国の法律に照らし、合法性等が証明された木材や木製品が「合法木材」です。

違法伐採材がなぜ問題なのか、我が国が違法伐採対策として行っている合法木材の証明制度、合法木材の普及・利用拡大に向けた取り組みについて紹介しました。



「木造住宅の基礎」模型及び市販されている合法木材製品



合法木材を使用した木工工作(ティッシュBOX作り)を実施。

◆ テーマ『再発見！ 東北の豊かなみのり ～5年間の歩みとともに～』 ◆

東日本大震災から5年が経過しました。生産現場や行政による復興に向けた取り組みについて紹介し、被災地産の農林水産物や食品等の展示、試食を行いました。また、被災地の生産現場の取り組みや研究成果を紹介する「サイエンスカフェ」を開催しました。



被災地の取り組み状況について説明を受ける森山農林水産大臣。



被災地産の農産物、加工食品、花きを展示。

◆ テーマ『GAPで目指す一歩先ゆく農業経営』 ◆

農業生産工程管理（GAP）は、農業生産活動の持続性を確保する上で必要な食品安全・環境保全・労働安全に関する法令等を遵守し、これらの事項の実施、記録、点検、評価のPDCAサイクルを回す取り組みで、結果として安全で品質の良い農産物をもたらします。

GAPの解説から国内の取り組み状況、推進施策等について、パネルやパンフレット、DVDで紹介するとともに、GAPに取り組んでいる生産者の方々の農産物や加工品等を展示しました。



生産者の取り組みをパネルで紹介、GAP商品を多数展示。



岐阜県産「いのちの粳」玄米・精米の試食を実施。

◆ テーマ『地理的表示？ G I ってな～に？』 ◆

地域には長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在しています。これら地域産品の名称(地理的表示：G I (Geographical Indication)) を知的財産として保護する制度が「地理的表示保護制度」です。

G I は、各地で昔から育まれて評価されてきた農林水産物であり、実はとても身近にあるものです。展示では、制度の概要、登録産品及び登録生産者団体の紹介を行いました。



「あなたの町の名産品を教えてください」
来場者記載によるG I 候補産品地図を作成。



G I 登録産品について、パネルと実物展示により紹介。

☆ 学校関係の訪問状況

「消費者の部屋」では、小・中・高校生などに対して、農林水産行政などをわかりやすく説明しています。平成28年3月の来訪者は以下のとおりです。

■ 平成28年3月の訪問	来訪者数
埼玉県 開智中学・高等学校(中2年)	20名
合 計 1校	20名



記者会見室見学において、説明を受ける生徒達。

～ 修学旅行や社会科見学などの訪問をお待ちしています ～

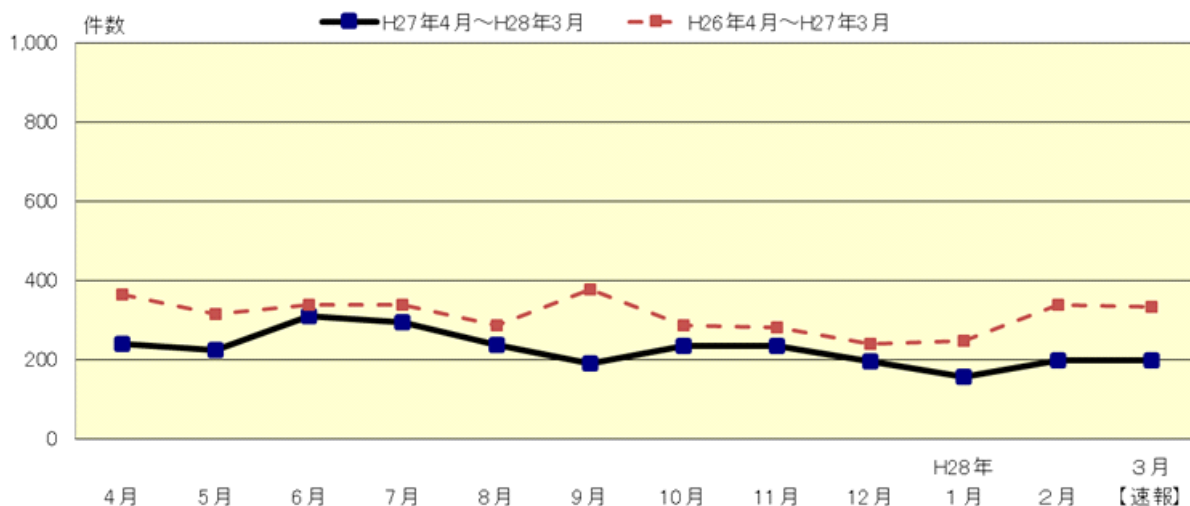
☆ 3月の消費者相談状況（速報）

～電話やメールで御相談を受け付けています～



3月の相談件数は、233件（前月198件）でした。このうち、問合せは210件、要望・意見は19件、苦情は3件、その他は1件となりました。

図1 月別相談件数の推移

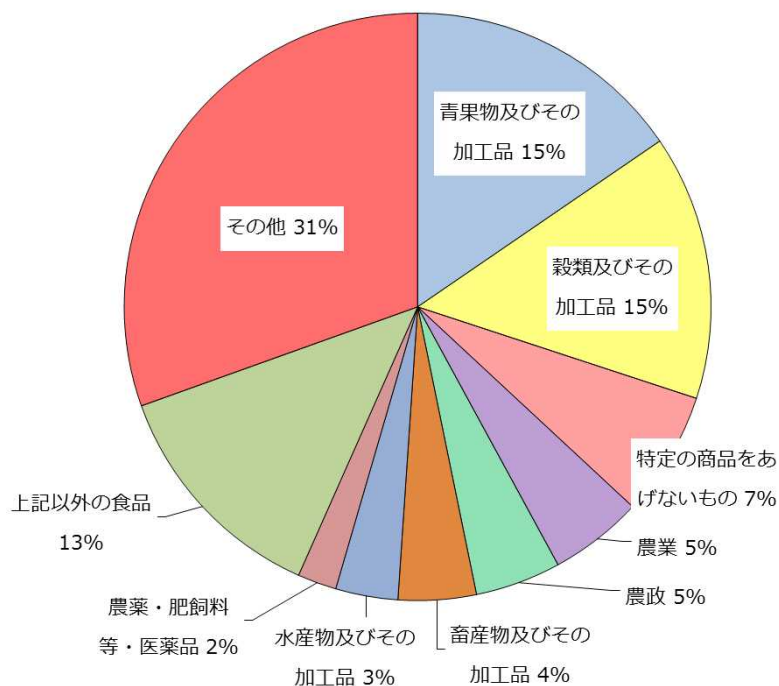


〔品目別相談件数〕

表1 品目別相談件数

	件数(前月件数)	
青果物及びその加工品	36	(26)
穀類及びその加工品	34	(19)
特定の商品をおげないもの	16	(4)
農業	12	(9)
農政	11	(10)
畜産物及びその加工品	10	(8)
水産物及びその加工品	8	(14)
農薬・肥飼料等・医薬品	5	(5)
上記以外の食品	30	(31)
その他	71	(72)
合計	223	(198)

図2 品目別相談比率

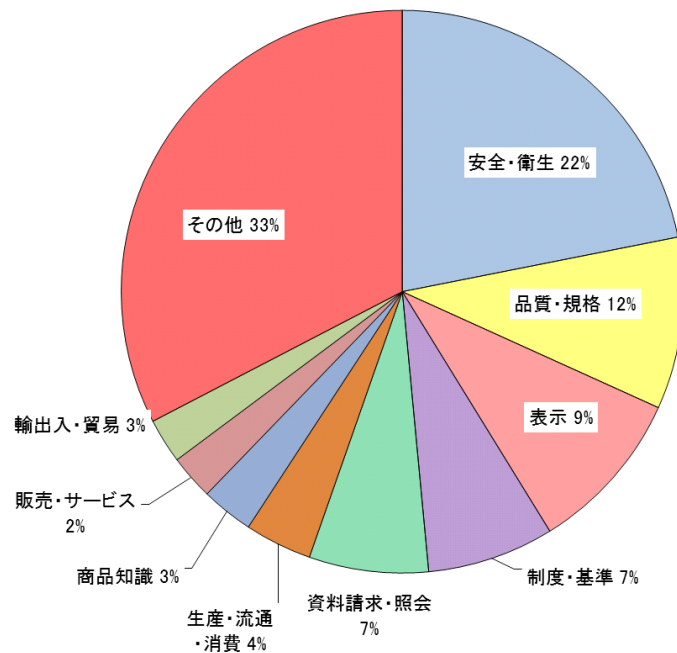


〔内容別相談件数〕

表2 内容別相談件数

	件数(前月件数)
安全・衛生	51 (26)
品質・規格	23 (18)
表示	22 (30)
制度・基準	17 (10)
資料請求・照会	16 (13)
生産・流通・消費	9 (8)
商品知識	7 (10)
販売・サービス	6 (1)
輸出入・貿易	6 (12)
その他	76 (70)
合計	233 (198)

図3 内容別相談比率

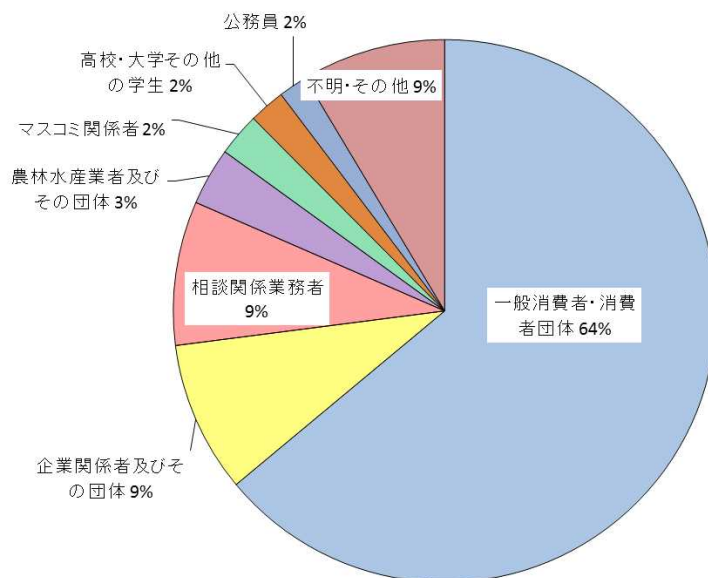


〔相談者別件数〕

表3 相談者別相談件数

	件数(前月件数)
一般消費者・消費者団体	149 (108)
企業関係者及びその団体	21 (31)
相談関係業務者	20 (29)
農林水産業者及びその団体	8 (8)
マスコミ関係者	6 (2)
高校・大学その他学生	5 (3)
公務員	4 (4)
不明・その他	20 (13)
合計	233 (198)

図4 相談者別相談比率



◆ 主な要望・意見

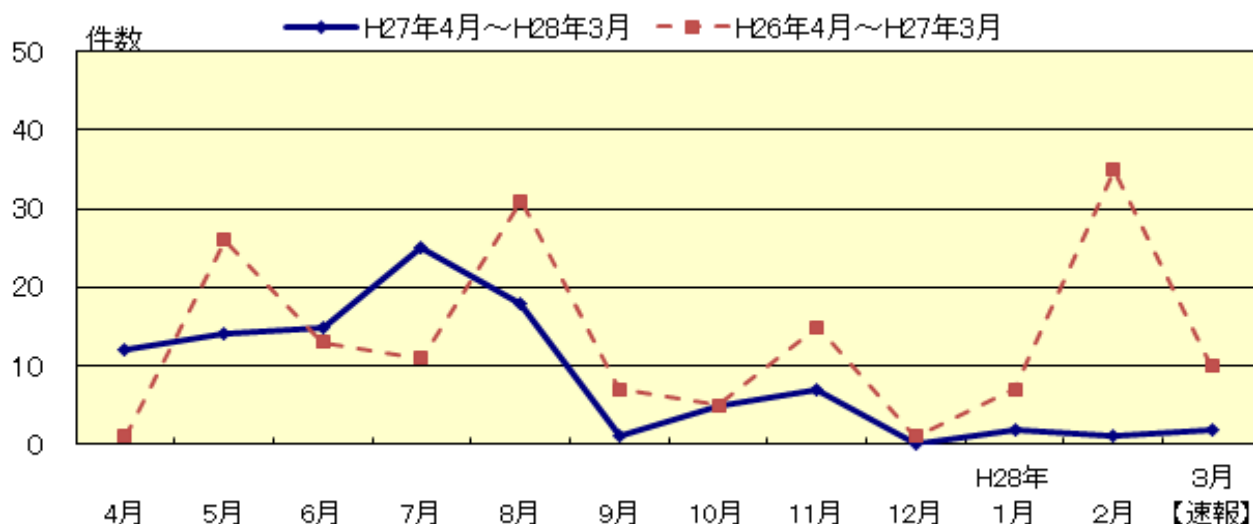
- * 遊休農地や耕作放棄地を有効活用して欲しい。
- * 農業女子の活用を農業発展のチャンスと捕らえもっと情報発信をしてほしい。
- * 水耕栽培を推奨して天候に左右されない農薬を使わない農業を推奨してほしい。

【子ども相談】

子ども相談専用電話を設け、農林水産業や食品に関する子どもからの相談や質問にお答えしています。

3月の子ども相談件数は、前月より1件増加、2件となりました。

図5 子ども相談件数の推移



☆ 相談事例（3月分）

Q ラッキョウの特徴や昨期、主な生産地について教えてください。

A：ラッキョウはユリ科ネギ属の多年生草本で、原産地の中国では紀元前から栽培されていました。日本への渡来の時期は不明ですが9世紀頃から記録があり、主に薬用に供されていたようです。ネギ類の中では小型で臭いも弱く、その鱗茎（タマネギなど、養分をたくわえて厚くなった葉が茎のまわりに多数重なって球状になっているもの）の独特の歯ごたえを活かして主として漬物に利用されており、その代表が甘酢漬けのラッキョウです。

普通の作期は、8～9月に種球を植え付け、翌年の6月頃に分けつし肥大した鱗茎を収穫しますが、2年目以降も栽培し、より多く分球した小球を収穫する方法もあります。

平成24年産のラッキョウの収穫量は全国で約1万1,700トンあり、主な産地は鹿児島県（3,484トン）、鳥取県（2,907トン）、宮崎県（2,505トン）となっています。

（参考資料：「食品図鑑」（女子栄養大学出版部）、「新版食材図典」（小学館）、「地域特産野菜生産状況調査（平成24年確報）」（農林水産省））

☆ 地方の「消費者の部屋」だより

北海道農政事務所 消費者コーナー

北海道農政事務所は、ＪＲ札幌駅から南へ約6km、車で20分程の場所（札幌市中央区）に位置しており、1階に「消費者コーナー」を設置しています。

【消費者コーナー】

身近な食生活に関する情報や農林水産省の取組等を消費者の皆様にはわかりやすくお伝えすることをコンセプトに、パネル展示やパンフレットの設置を行っています。

2月の特別展示では、「一般社団法人Ｊミルク」と連携し、『牛乳のフレッシュな情報あります！』と題して、私たちが普段飲んでいる牛乳の栄養や食生活への取入れ方について、パネルやレシピで詳しく紹介しました。



消費者コーナー



特別展示の様子

【移動消費者の部屋】

平成 28 年 3 月 28 日、札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）において、一般消費者を対象に北海道産農畜水産物の消費拡大と和食の啓発を図るため、食のイベント『どう？参考にしてみない？～どさんこ食材を知ろう～』を開催しました。

イベントでは、北海道の主要な農畜水産物のパネル展示や各種レシピの配布、和食・乳和食 DVD の上映、タッチパネルを使った「身近な作物クイズ」などを行い、道産食材の魅力を PR しました。当日は、600 名を超える方がご来場され、急遽パンフレットやレシピを補充するなど、大盛況となりました。



移動消費者の部屋

（札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ））



移動消費者の部屋

（来場者の様子）

北海道農政事務所 消費・安全部 消費生活課

〒064-8518 北海道札幌市南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル

TEL:011-330-8813 FAX:011-520-3056

☆ 消費者の部屋ホームページを御覧ください！

* 消費者の部屋のホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/heya/>)から、さまざまな情報が御覧いただけます。ぜひアクセスしてみてください。

◇消費者相談

過去の主な相談事例を掲載しています。

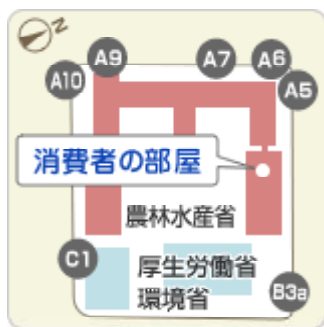
◇特別展示の御案内

特別展示のスケジュールや概要について紹介しています。また、パネルの内容や展示物の写真など、展示の一部を掲載し、東京霞が関まで足を運べなかった方々にも展示情報をお届けしています。

農林水産省ホームページ・トップ



農林水産省「消費者の部屋」へお越しの際は、北別館入口から入館していただくと、通行証無しで入室できます。皆様のお越しをお待ちしています。



東京メトロ「霞ヶ関」駅
下車。A5、B3a出口すぐ。

平成28年4月発行

編集・発行 農林水産省 消費・安全局
消費者情報官「消費者の部屋」
担当：渡辺、橋本、吉武、佐竹

相談電話 03-3591-6529

ファックス 03-5512-7651

子供相談電話 03-5512-1115

インターネット相談窓口：

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/1c41.html>